



平成30年第1回
本別町議会臨時会会議録

自 平成30年 1月 30日
至 平成30年 1月 30日

本別町議会

平成30年本別町議会第1回臨時会会議録

平成30年1月30日(火曜日) 午前10時00分開会

議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		議員辞職の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5	議案第 1号	平成29年度本別町一般会計補正予算(第13回)について
日程第 6	議案第 2号	平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)について
日程第 7	議案第 3号	平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第8回)について
日程第 8	議案第 4号	平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第8回)について
日程第 9	議案第 5号	本別町使用料条例の一部改正について

会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		議員辞職の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5	議案第 1号	平成29年度本別町一般会計補正予算(第13回)について
日程第 6	議案第 2号	平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)について
日程第 7	議案第 3号	平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第8回)について
日程第 8	議案第 4号	平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第8回)について
日程第 9	議案第 5号	本別町使用料条例の一部改正について

出席議員(11名)

議長 12番 方川一郎君 副議長 11番 高橋利勝君

1番 矢部 隆之 君
3番 篠原 義彦 君
5番 山西 二三夫 君
7番 小笠原 良美 君
10番 阿保 静夫 君

2番 藤田 直美 君
4番 大住 啓一 君
6番 黒山 久男 君
8番 方川 英一 君

欠席議員（1名）

9番 林 武 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長 高橋 正夫 君
総務課 長 村本 信幸 君
保健福祉課 長 飯山 明美 君
子ども未来課 長 大橋 堅次 君
企画振興課 長 高橋 哲也 君
国保病院事務 長 藤野 和幸 君
教 育 長 中野 博文 君
社会教育課 長 阿部 秀幸 君
代表監査委員 畑山 一洋 君

副 町 長 大和田 収 君
農 林 課 長 菊地 敦 君
住 民 課 長 千葉 輝男 君
建設水道課 長 大槻 康有 君
老人ホーム所 長 井戸川 一美 君
総務課 長補佐 中川 雅之 君
教 育 次 長 佐々木 基裕 君
農委事務局 長 郡 弘幸 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 鷲 巢 正 樹 君

総務担当主査 塚 谷 直 人 君

開会宣告（午前10時00分）

開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成30年第1回本別町議会臨時会を開会します。

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫君、黒山久男君、及び矢部隆之君を指名します。

日程第2 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 議員辞職の件

議長（方川一郎君） 日程第3 議員辞職の件を議題とします。

昨年療養中でありましたが、林 武君から、お手元に配布のとおり一身上の都合により明日1月31日をもって議員辞職の届け出が1月22日提出されました。

この採決は、起立によって行ないます。

お諮りします。

林 武君の議員の辞職を許可することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立10人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、林 武君の議員の辞職を許可することに全会一致で決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

議長（方川一郎君） 日程第4 諸般の報告を行います。

監査委員から平成29年11月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、報告済みとします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第5 議案第1号

議長（方川一郎君） 日程第5 議案第1号平成29年度本別町一般会計補正予算（第13回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

総務課長（村本信幸君） 議案第1号平成29年度本別町一般会計補正予算（第13回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費の超過勤務手当の増額、共済費追加費用の負担率変更による調整、寄付によります基金積立金及び燃料価格の上昇に伴う調整、除排雪事業の追加が主なものとなっております。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,101万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億9,937万5,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

2、歳出ですが、各科目にわたります3節職員手当等につきましては、災害、行方不明者の搜索、除排雪事業等により超過勤務手当を増額するものです。

12ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

上から2段目、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費4節共済費805万7,000円の補正は、追加費用の負担率変更に伴う増額であります。

次の段、14目基金費110万円の補正は、寄付者の意向により、公共施設等整備基金へ50万円、個性あるふるさとづくり基金へ60万円を積み立てるものでございます。

中段の3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費28節繰出金の補正は、国民健康保険特別会計繰出金事務費分として準職員の超過勤務手当を79万6,000円増額し、健康管理センター事業分31万2,000円は、薬用保冷庫の老朽化により更新するものです。

下段の2項老人福祉費2目養護老人福祉施設費7節賃金30万3,000円の補正は、準職員の時間外勤務手当の増、内部異動に伴う日直手当の調整によるものです。

次の段、3目介護保険費28節繰出金38万1,000円の補正は、特別養護老人ホームの施設修繕に伴うものであります。

8ページ、9ページをお開きください。

上段、4款衛生費4項病院費1目病院公営企業費128万2,000円の補正は、収支見込による調整であります。

下段の6款農林水産業費1項農業費4目畜産業費19節負担金補助及び交付金1,000円の補正は、大家畜特別支援資金の限度額及び利子補給利率の改正によるものであります。

次の段、8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費の各節、及び下段の2目道路維持費の補正は、除排雪の回数増を見込み、増額するものであります。

一番下段の10款教育費4項社会教育費3目図書館費22万円の補正は、図書購入指定寄付金を受け、寄付者の意向により館内図書を購入するものであります。

次に、4ページ、5ページにお戻りください。

1、歳入ですが、上段の9款1項1目地方交付税の補正は、歳入歳出の差し引き額を調整するものであります。

下段、16款1項1目寄付金1節総務費寄付金110万円の増額は、公共施設等整備基金として、本別町南3丁目にお住まいの 様から50万円の指定寄付金でございます。

その下、個性あるふるさとづくり基金60万円の補正は、南3丁目にお住まいの 様から50万円、美里別高東にお住まいの 様から5万円、錦町にお住まいの 様から5万円の指定寄付金でございます。

なお、12月末現在で、寄付金納入件数2,773件、寄付金額は6,808万7,000円となっております。

次の4節教育費寄付金22万円は、図書購入費として、南2丁目にお住まいの 様から20万円、柏木町にお住まいの 様から2万円の指定寄付金でございます。

下段の18款1項1目繰越金1節前年度繰越金2,247万8,000円の増額補正は、平成28年度繰越金の確定により補正するものであります。

以上で歳入を終わりました、次に3ページをお願いします。

第2表、債務負担行為補正は、1、変更。これは、利子補給対象額及び利率の改正に伴い限度額を変更する内容であります。限度額、利子補給対象額1億809万8,000円に対する利率年0.18パーセント以内の利子相当額を利子補給対象額1億981万円に対する利率年0.1875パーセント以内の利子相当額に変更するものであり、事項、期間は変更ございません。

以上、平成29年度本別町一般会計補正予算(第13回)の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、債務負担行為一括とします。

高橋利勝君。

11番(高橋利勝君) 8、9ページですね、道路維持費で除排雪について補正がされてますけども、結果としてみれば降雪量や積雪量がそんなに多いわけではないのですが、

この補正に至る経過についてお伺いします。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 今回の除雪の補正の内容でございますが、当初、年間やはり12月から3月の間、当初予算で4回ほどの大雪の除雪の予算を見ておりますが、本年度11月は特に雪は多くなかったですけど、12月に入ってから2回ほど降っております。それと1月にももう1度降りまして、4回のうち3回ほど出勤があったということで、今現在では残り1回分の出勤費しかないということでございますので、これから2月、3月に向けまして2回以上の、やはり月1度の出勤は想定されますので、今回2回の出勤の補正をさせていただきまして、それに伴いまして、直営の機械による除雪作業の軽油代だとかを含めまして、あと除雪時に出ております機械の借上げ代というのがありまして、それは除雪時に急に我々のほうでもまわれないうところがございますので、歩道だとか雪捨て場というところの部分につきまして機械の業者の借上げをさせていただいて、今回2回分の補正と合わせて補正を組んだものでございます。以上でございます。

11番（高橋利勝君） そうすると、1回の降雪は少ないけれども、回数でいえば該当する回数が今日まで多いということで、こういう考え方で良いのかお伺いします。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） ことしの降雪の状況でございます。1回の降雪量は少ないですけども、回数として出勤させていただいているということです。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第1号平成29年度本別町一般会計補正予算（第13回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号平成29年度本別町一般会計補正予算（第13回）については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号

議長（方川一郎君） 日程第6 議案第2号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第2号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）につきまして提案内容の御説明をさせていただきます。

今回の補正の中には、準職員1名分の時間外勤務手当79万6,000円を増額補正いたしますが、これにつきましては、来年度からの国保制度広域化施行に当たりまして、北海道が市町村の納付金の本格的な試算を行うため、膨大な基礎数値等の資料提供を求められたことから、通常業務に加え事務量が增大したことによるものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,104万5,000円とするものでございます。

それでは歳出から御説明いたします。5ページ、6ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費7節賃金79万6,000円は、只今御説明いたしました準職員の時間外勤務手当増額によるものでございます。

続きまして、8款保健事業費3項健康管理センター事業費1目施設管理費12節役務費1万5,000円は、健康管理センターにおいて現在使用している薬品保冷庫が老朽化しており廃棄するための処分手数料で、その下の18節備品購入費29万7,000円は、薬品保冷庫を新たに購入するものでございます。

3ページ、4ページをお願いいたします。

歳入です。10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3節その他一般会計繰入金110万8,000円は、歳入歳出不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で、議案第2号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）につきまして提案内容の御説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） ただいまの説明では、新制度への移行のための事務量が非常にふえたというふうに受けとめましたけれども、国の制度変更に基づく新たな法制度に移行するというところで、議論の中で、そういう事務費や何かは本来国や道が担うべきではないかなと今考えながら聞いていたのですが、そういうような議論というのは経過の中でなかったのでしょうか。

議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 御質問のとおり、今回の制度移行に伴う、資料請求に伴う時

間外の増大ということもあります。市町村連携会議、道と北海道、十勝振興局、それから市町村で、市町村連携会議というのを立ち上げていろいろ協議はしてますけども、その中ではそのような話はございません。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第2号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

議長（方川一郎君） 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号

議長（方川一郎君） 日程第7 議案第3号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第8回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井戸川一美君） 議案第3号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第8回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、施設の修繕が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億9,045万6,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。3ページ、4ページをお開き願います。

下段の2、歳出であります。1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費11節需用費、修繕料38万1,000円の増額は、ボイラー室の真空式温水機修繕及び

暖房ポンプ更新並びに調理室の換気扇の基盤修理によるものであります。

上段の1、歳入であります。4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金38万1,000円の増額は、歳出で説明しました需用費修繕料の収支補填にあててのものであります。

以上で、平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第8回)の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第3号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第8回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第8回)については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号

議長(方川一郎君) 日程第8 議案第4号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第8回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

国保病院事務長(藤野和幸君) 議案第4号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第8回)について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支で、人事異動等に伴う人件費の調整及び看護師の短期派遣に伴います委託料の補正が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益第2項医業外収益を12

8万2,000円増額し、収益の合計を11億7,799万円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用第1項医業費用を304万2,000円増額し、費用の合計を12億7,689万3,000円とするものであります。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与を155万8,000円増額し、7億9,134万7,000円とするものであります。

第4条、他会計からの補助金は、退職手当組合事前納付金を40万5,000円増額し、665万3,000円に、基礎年金拠出金公的負担経費を87万7,000円増額し、1,735万4,000円にそれぞれ改めるものであります。

次に3ページ、4ページをお願いします。補正予算説明書であります。上段をご覧ください。収益的収入及び支出の収入では、1款病院事業収益2項医業外収益2目他会計補助金1節一般会計補助金128万2,000円の増は、人事異動等による給料の変更及び基礎年金拠出金負担率の変更による一般会計からの繰入金の変更でございます。

次に下段をご覧ください。

収益的支出、1款病院事業費用1項医業費用1目給与費1節給料から5節法定福利費まで、155万8,000円の増額ですが、人事異動に伴う調整及び共済組合等の負担率の変更で、5ページから7ページに給与費明細書を添付しておりますので、増減等の説明は省略させていただきます。

一番下、3目経費15節委託料138万4,000円の増額は、看護師の短期派遣の委託料、1つ戻りまして、3節旅費交通費10万円の増額は、派遣される看護師の移転旅費を計上するものです。

以上、平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第8回)の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出など一括とします。

大住啓一君。

4番(大住啓一君) ただいま細かく説明いただいたのですが、旅費交通費の中の10万円、看護師のどうのこうのということで説明受けたのですが、これはどういうことなのでしょう。我々一般的にちょっとなじみが薄いので、再度細かく説明をしていただきたい。

議長(方川一郎君) 藤野病院事務長。

国保病院事務長(藤野和幸君) 大住議員の御質問にお答えします。今回3節の旅費交通費10万円ということで、移転旅費でございますが、その下の15節委託料で、看護師の短期派遣業務を委託費として予算計上しておりますが、その看護師が本別町に赴任するにあたりまして、こちら今回派遣会社からの派遣ということになりまして、その派遣の契約の中に派遣される看護師の移転料と交通費を計上するという契約になっておりまして、その部分、上限として10万円を予算計上させていただいたものです。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 派遣会社との契約で、看護師の定数ということもございませし、町民の皆さんの命と健康を預かる所でございますから、その辺は説明すれば理解はするの
でございますけれども、派遣会社の条件でこういうことを見ていくということになれば、
例えば本別出身で看護の勉強をしてきて、例えば学校終わってすぐ来たいといった方には、
当然出ないということになると思います。それで、派遣会社との契約の中身ということに
なれば、定数が今なんぼあって、実質看護師の数がなんぼ、こういうものについては当初
から当初予算で見ておくべきではないかというふうに私は認識しているのですね。学校か
ら直に来るだとか、個人の考え方で札幌だとか都会の病院から、ふるさとの本別の病院に
戻って来るとか、いろいろなパターンがあると思いますけれども、派遣会社から派遣され
るから、向こうとの契約の中で10万円出すというのはですね、これ、10万円というの
は町民の皆さんの税金ですからね。安易に看護師が足りないから派遣会社に頼んで、だか
ら10万円かかるのだということではなくてですね、こういうものは事前にですね、町民の
皆さんに周知していただくとか、議会のほうにも説明があつてしかるべきであつて、10
万円だからいいのだという安易な考え方でやってるとは思いませんけれども、その辺どうい
うお考えなのか再度伺います。

議長（方川一郎君） 藤野病院事務長。

国保病院事務長（藤野和幸君） 大住議員の御質問にお答えいたします。今回当院の看
護師、正職員36名おりますが、ただいま時短勤務等で当直のできない看護師が6人、あ
と体調不良で、日常業務はできますが当直はちょっと難しいという看護師も6人、計12
人が当直不能という事態になりまして、当初予算から組めれば良かったのですが、このよ
うな事態になるとは想定できなかったものですから、それで今回臨時的に10万円という
ことで、こちらどうしても委託会社からの派遣にあたっての条件の1つにこれがなつてお
りまして、予算計上させていただいたものでございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 担当の部局長としてはその程度かと思ひますけれども、今これ
から3月に向けての予算審議もさせていただきますけれども、当初からこういうものにつ
いては見ておいて、仮にそれを計上しなくて済めば、減額すれば手続き上いいはずですか
ら、なぜこの時期にこういうことになるかということを知りたいのです。したがいまして、
これから町長査定もあるでしょうし、最後の調整もあるでしょうから、その辺の考え方を
再度伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 今御質問いただけてますけども、36名の看護師でですね、定数
的にはしっかりと確保されているのですが、今事務長のほうから一部説明がありましたけ
ども、子育て、出産、そしてまた体調不良で夜勤のできない看護師さんが、今報告のと
おり12名いるのですね。それで、当初からある程度ということですけど、まだまだ予備費

か何かで見れば可能なのでしょうか、急遽私どもも、現場含めてこのような12名も夜勤ができなくなる、そういう状況になるというふうに想定はしていませんでしたので、残念ながら。それで急遽、それでも何とか病院はやっていかなければなりませんから、こういう危機的な状況のときにどうするかという、募集してもなかなか来ていただけないというのが現状ですね、それで急遽札幌ですね、派遣をしている派遣会社からですね、急遽お願いをして、夜勤のできる看護師さんを派遣させていただくと。その中で、それぞれ給与費含めて委託料としては238万4,000円ということなのですが、その中に包括しても別に構わないのかもしれませんが、そこら辺を明確にするために、来ていただく、その看護師さんに対する委託料としては238万4,000円、更にそれに伴う本別まで来て住む場所までの移転ということで、旅費含めて10万円を見たということでありまして、できれば私どもも今御質問のように、当初からある程度予想して予算を組めばいいのかもしれませんが、今回についてはそのような状況ではなくて、急遽このような対応をせざるを得ないということになってきたということもですね、ぜひ御理解いただきたいなというように思います。

これから予算については、あまりこういうことは現場としてはなかなか受け入れるのも大変だということでもありますけども、現実出産も子育てもいろいろ家庭の状況など含めても、十分フルタイムで働くことができないという、そういう人材も出てくるかと思しますので、その辺については予算の中ですね、また柔軟に対応できるような、緊急事態に対応できるような方式も含めて、十分に予算の検討をしていきたいなと思います。

当初からについてはですね、見れるような方向も含めてですね、新年度予算ではある程度柔軟な予算を組むという形の中で検討をしていきたいなというふうに、「見るということだな」と発言する者あり）そういうことであります。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

高橋利勝君。

11番（高橋利勝君） 今の理由で派遣の理由というのはよくわかったのですが、それでこの派遣される看護師の方は何名で、期間はどの位なのか伺いたしたいと思います。

議長（方川一郎君） 藤野病院事務長。

国保病院事務長（藤野和幸君） 高橋議員の御質問にお答えいたします。派遣される看護師は1名でございます、2月の5日から赴任する予定となっております。今回の予算は2月、3月分の予算でございます。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 今の御説明でいきますと、1名の方を派遣会社から来ていただいて、2月、3月まかなってくということなのですが、先ほどの説明ではね、夜勤のできない方がおよそ3分の1の12名いるということだったのですけれども、その1人の方でね、対応が可能なのですか。そのできない方の部分を埋めてくということがですね、1人の雇用によってまかなうことができるのですかね。その辺がちょっとよくわからないので、

お願いいたします。

議長（方川一郎君） 藤野病院事務長。

国保病院事務長（藤野和幸君） 小笠原議員の御質問にお答えいたします。今回派遣される看護師は、2月、3月の2カ月間でございますが、すいません、私の説明不足でございました。夜勤専門の看護師さんですので、3日に1回の割合で夜勤に入らせていただく予定をしておりますので、そこは1人で補えるということでございます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第4号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第8回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第8回）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号

議長（方川一郎君） 日程第9 議案第5号本別町使用料条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

総務課長（村本信幸君） 議案第5号本別町使用料条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の使用料の一部改正は、公共施設使用料の改定についてであります。公共施設の使用料は平成17年度の改定時に施設ごとの維持管理費の50パーセントを受益者負担とする基礎的使用料として設定され、その後、子どもたちの使用について無料とするなど一部見直しを行っていますが、基本となる単価は10年以上据え置いてまいりました。

この間、本別町行政改革推進委員会より使用料の見直しについては、社会経済情勢の変化、コミュニティの醸成や健康増進などの町民活動に寄与するための負担軽減、利用する

人と利用しない人との負担の公平性を踏まえた使用料とするよう意見が出されているところ
です。

今回の使用料の見直しにあたっては、受益者負担の原則、算定方法の見直し、減免基準
の見直しの3点を基本的な考え方として、これまで検討をしてきたところでありませ

この度、本別町行政改革推進委員会において検討、協議をいただき、改定案につきまして
使用料等審議会へ諮問し、答申を得ましたので、今回、条例を改正する必要が生じまし
たので提案するものです。

基本的内容につきましては、単価の算定については、これまでの維持管理費の50パー
セントを基準とした算定から、実態に見合った維持管理費の25パーセントに見直すと
ともに、現行の施設単体による算定から類型施設ごとの算定に改め、電気料については室
料に含め、一括算定することとしました。

また、減免基準の見直しにつきましては、これまでの8区分から4区分に簡素化を図
ったところでありませ

使用料の算定にあたっては、今後想定される消費税率の改定に柔軟に対応するため、こ
れまでの内税方式から外税方式に変更し、基本となる金額に税率を乗じ、10円未満の端
数があるときはこれを切り捨てることとします。

なお、今回の改正により、年間使用料は約120万円の減となる見込みであります。

また、今回の改正に合わせ、太陽の丘パークゴルフ場使用料の見直しにつきましても
検討を進めてまいりましたが、町民の皆さまの健康増進とスポーツの普及推進を図ると
ともに、近隣市町村の状況を踏まえ、今回、団体が専用する大会などを除き無料化す
ることといたしました。

無料化に伴う使用料の減収は100万円程度と見込んでおります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略
させていただきます。

本別町使用料条例の一部を改正する条例。

本別町使用料条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1、本別町公民館別添。これは、議案書を2枚めくっていただき、別表第1、本
別町公民館の表をご覧ください。

この表は、各施設の室ごとの使用料の基本額について、区分、中央公民館1時間につき、
室名、実習室、基本額、室料186円、暖房料93円、使用料につきましては、区分ご
との基本額に、消費税法に定める消費税の税率及び地方税法に定める地方消費税の税率を
合算して得た税率を乗じて得た額を区分ごとの基本額に加えた額とする。この場合にお
いて、10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。なお、室料、暖房料は、そ
れぞれ計算するものと定めるものです。よって、この表の金額、基本額は、消費税
抜き額となっております。

なお、以下、考え方は同じですので、説明は省略させていただきます。

改正条文に戻りまして、別表第 2、本別町歴史民俗資料館、別添。

別表第 4 から別表第 27 までを次のように改める。

別表第 4、本別町体育館、別添。

別表第 5、本別町町民水泳プール、別添。

別表第 6、本別町柔剣道場、別添。

別表第 7、本別町野外体育施設、別添。

別表第 8、本別町立学校開放施設、別添。

別表第 9、本別町児童館、別添。

別表第 10、本別町生活館、別添。

別表第 11、本別町コミュニティセンター、別添。

別表第 12、本別町地域集会場、別添。

別表第 13、本別町ふれあい多目的アリーナ、別添。

別表第 14、本別町ふれあい交流館、別添。

別表第 15、本別町世代交流館、別添。

別表第 16、本別町北地区交流センター、別添。

別表第 17、本別町総合ケアセンター、別添。

別表第 18、本別町勇足生きがい館、別添。

別表第 19、本別町老人福祉センター、別添。

別表第 20、本別町健康管理センター、別添。

別表第 21、本別町農作業準備休憩施設、別添。

別表第 22、本別町農産物ものづくり館、別添。

別表第 23、本別町商工活性化センター、別添。

別表第 24、本別町義経の里ロッジ（御所）、別添。

別表第 25、本別町静山キャンプ村、別添。

別表第 26、公共施設共通利用回数券、別添。

別表第 27、定期券及びシーズン券、別添。

附則。

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

それでは、お配りしております使用料比較表をご覧ください。この比較表は、現行の使用料と改定後の新使用料を比較したもので、新使用料につきましては、比較のため消費税込みの額を記載しております。

1 ページ、別表第 1、本別町公民館をご覧ください。区分、中央公民館、1 時間につき、室名、実習室、現行使用料、室料 250 円、電気料 100 円、暖房料 100 円を、新使用料では室料と電気料を合算し室料 200 円、暖房料 100 円とするもので、負担合計額は現行 450 円が新使用料では 300 円となり、150 円の負担軽減を図るものです。

以下、考え方は同じですので説明は省略させていただきます。

2ページをお開きください。別表第2、本別町歴史民俗資料館をご覧ください。区分、特別展示、大人、現行入館料1000円、新入館料1000円となり、再算定後も入館料に変更はありませんでした。

下段の別表4、本別町体育館です。区分、団体専用、1時間につき、室名、大競技室、現行使用料、室料1,000円、電気料300円、暖房料750円、新使用料、室料500円、暖房料300円、比較、室料が800円の減、暖房料が450円の減となります。

以下、各表ごとに御説明いたしますが、考え方は同じですので主な施設のみ説明させていただきます。

次の別表第5、本別町町民水泳プールです。区分、団体専用、1時間につき、単位、6コース、全館、現行使用料9,000円、新使用料9,000円。プールにつきましても、再算定後も使用料に変更はございませんでした。

3ページをご覧ください。別表第6、本別町柔剣道場、区分、団体専用、1時間につき、室名、道場、現行使用料、室料500円、電気料300円、暖房料550円、新使用料、室料500円、暖房料200円、比較、室料300円の減、暖房料350円の減となります。

その下、別表第7、本別町野外体育施設、区分、団体専用、1時間につき、施設名、河川運動公園弥生球場、種別、野球場、現行使用料700円、新使用料700円。野球場につきましても、再算定後の使用料の変更はございませんでした。

下から3段目をご覧ください。区分、1日券、施設名、総合運動公園太陽の丘パークゴルフ場、種別パークゴルフ場、現行使用料200円、新使用料、無料化を図りましたので、ここは無料となっておりますので、200円の減となっております。

4ページをご覧ください。別表第8、本別町立学校開放施設、区分、団体専用、1時間につき、施設名、本別中央小学校第1体育館、現行使用料、室料600円、電気料300円、暖房料150円、新使用料、室料500円、暖房料300円、比較、室料400円の減、暖房料150円の増となっております。

その下、別表第9、本別町児童館、区分、東児童館、1時間につき、室名、遊戯室、現行使用料、室料300円、電気料50円、暖房料50円、新使用料、室料200円、暖房料100円、比較、室料150円の減、暖房料50円の増となります。

その下、別表第10、本別町生活館、区分、本別生活館、1時間につき、室名、集会室、現行使用料、室料200円、電気料50円、暖房料50円、新使用料、室料150円、暖房料100円、比較、室料100円の減、暖房料50円の増となります。

続きまして5ページをご覧ください。別表第11、本別町コミュニティセンター、区分、本別コミュニティセンター、1時間につき、室名、多目的ホール、現行使用料、室料1,000円、電気料200円、暖房料200円、新使用料、室料500円、暖房料150円、比較、室料700円の減、暖房料50円の減となります。

その下、別表第12、本別町地域集会場、区分、南地区集会場、1時間につき、室名、集会室、現行使用料、室料100円、電気料50円、暖房料50円、新使用料、室料150円、暖房料50円、再算定後も使用料に変更はございませんでした。

6ページをご覧ください。別表第13、本別町ふれあい多目的アリーナ、区分、団体専用、1時間につき、室名、アリーナ、現行使用料、室料1,600円、電気料450円、暖房料900円、新使用料、室料1,000円、暖房料700円、比較、室料1,050円の減、暖房料200円の減となります。

下段の別表第14、本別町ふれあい交流館、区分、ふれあい交流館、1時間につき、室名、多目的ホール、現行使用料、室料400円、電気料200円、暖房料200円、新使用料、室料600円、暖房料200円、比較でございますが、再算定後も使用料に変更はございませんでした。

別表第15、本別町世代交流館、区分、世代交流館、1時間につき、室名、高齢者サロン室、現行使用料、室料200円、電気料50円、暖房料50円、新使用料、室料150円、暖房料100円、比較、室料100円の減、暖房料50円の増となっております。

その下、別表第16、本別町北地区交流センター、区分、北地区交流センター、1時間につき、室名、高齢者サロン、現行使用料、室料150円、電気料50円、暖房料50円、新使用料、室料100円、暖房料50円、比較、室料100円の減、暖房料に変更はございませんでした。

7ページをお開きください。別表第17、本別町総合ケアセンター、区分、総合ケアセンター、1時間につき、室名、レクリエーションルーム、現行使用料、室料500円、電気料200円、暖房料300円、新使用料、室料500円、暖房料150円、比較、室料200円の減、暖房料150円の減となります。

その下、別表第18、本別町勇足生きがい館、区分、勇足生きがい館、1時間につき、室名、レクリエーション室、現行使用料、室料200円、電気料50円、暖房料50円、新使用料、室料150円、暖房料100円、比較、室料100円の減、暖房料50円の増となります。

その下、別表第19、本別町老人福祉センター、区分、老人福祉センター、1時間につき、室名、集会室、現行使用料、室料300円、電気料150円、暖房料300円、新使用料、室料400円、暖房料150円、比較、室料50円の減、暖房料150円の減となります。

その下、別表第20、本別町健康管理センター、区分、健康管理センター、1時間につき、室名、検診室、現行使用料、室料250円、電気料100円、暖房料300円、新使用料、室料600円、暖房料200円、比較、室料250円の増、暖房料100円の減となります。

8ページをご覧ください。別表第21、本別町農作業準備休憩施設、区分、上押帯地区農作業準備休憩施設、1時間につき、室名、作業室、現行使用料、室料100円、電気料

50円、暖房料50円、新使用料、室料150円、暖房料50円、比較、再算定後も使用料に変更はございませんでした。

その下、別表第22、本別町農産物ものづくり館、区分、農産物ものづくり館、1時間につき、室名、農産加工室、全体、現行使用料、室料900円、電気料40円、暖房料200円、新使用料、室料1,300円、暖房料400円、比較、室料に変更はございません。暖房料200円の増となります。

その下、別表第23、本別町商工活性化センター、区分、商工活性化センター、1時間につき、室名、多目的ホール、現行使用料、室料350円、電気料150円、暖房料50円、新使用料、室料400円、暖房料150円、比較、室料100円の減、暖房料が100円の増となります。

9ページをご覧ください。別表第24、本別町義経の里ロッジ、御所から、その下にございます別表第26、公共施設共通利用回数券までにつきましては、変更はございませんでしたので説明は省略させていただきます。

10ページをご覧ください。別表第27、定期券及びシーズン券、区分、体力増進センター、1月券、夏季5月から10月、小学生、中学生、高校生、高齢者、障がい者、リハビリを必要とするもの、現行使用料500円、新使用料500円、比較は再算定後も変更はございませんでした。

以上で、この資料によります説明を終了させていただきます。

また、お手元に平成29年度説明資料として、本別町使用料条例新旧対照表をお配りしておりますが、こちらのほうの説明も省略をさせていただきます。

以上、議案第5号本別町使用料条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第5号の質疑からとします。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 使用料の比較表をもとに伺っていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

今回の改正は、全体的には使用料等の値下げというふうな受けとめ方を基本的にはしているところです。それで、いろいろ説明の中で、中には全体として今までよりは使用料、あるいは暖房料などの点で上がるという状況だと思うので、その中で私3カ所ほど伺いたいの、この比較表の1ページの中で、地区公民館関係なのですが、美里別地区公民館、それから仙美里地区公民館ということで、比較の中で暖房料の部分、あるいは使用料も一

部ですが上昇してるという中で、例えば美里別地区公民館の講堂が比較で、使用料で250円、暖房料で100円ということで、今までよりは上昇するという形です。

それから3ページになりますけれども、別表第7の団体専用というのは、これはチームでやる種目だからという意味なのかどうなのか、そこもちょっと確認したいのですが、町内の方が使っても団体専用という意味なのかどうなのか、この河川公園関係ですね。これも芝生公園や、それから球技広場など、ラグビー場やサッカー場などが比較ではちょっと値上げされてるという状況です。

それからもう1つですが、8ページの真ん中の表ですが、ものづくり館、これは暖房料ということで、これまでよりは上昇するというので、ほかにも若干上昇する所もあるのですが、いくつかピックアップした中の3点ですが、1つはそれぞれの施設の、これまでの使用実績何かもいろいろ検討されたというふうに思っています。審議会の中でもそういう話も出てるのではないかなというふうに思います。例えば先ほどの美里別公民館の講堂何かは、ちょっと前ですけどね、地域の若い人たちがバレーとか、夜仕事終わってからのいろんな活動に使ってたので非常にいいなと思っていました。そこが若干上がるということは、そんな大きな影響は私はないと思っているのですが、伺いたいのは、今3点ほど上げたそれぞれの施設で、使用実績から見てですね、今回の利用料の上昇というものが実際には影響するだろうかどうなのかというところを検討されたかということです。

ものづくり館でいえば、年々使用される方がふえてると。せっかくいい施設つくったのだから、つくった以上は大いに利用してもらいたいということで進んでることだというふうに理解しているわけですけども、そういうことに水を差すという表現ではないと思うのですが、若干値上がりすると。特に暖房料はそのときの灯油等の実態が反映されるというふうには思ってますけども、その辺の検討の経過何かがあれば伺いたいと思います。以上です。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 阿保議員の御質問にお答えいたします。まず施設ごとの関係でありますけども、最初にありました美里別地区公民館の講堂の値上げの部分でございますけども、阿保議員お見込みのとおりですね、今回見直しによって、面積等についてもですね、同類、類型ごとに確認いたしまして、美里別公民館の講堂につきましては、ほかの施設と今回比較したときに、面積要件からいくとですね、ちょっと額が低かったということでございまして、今回見直しの結果、ほかの類型施設と合わせたですね、面積基準によって算定し直して、結果としては値上がりということになってございます。

御心配されてました件でございますけども、これからはいろいろと御意見伺った中で、講堂というところでいうと利用する機会があまりないということで、稼働時間でいいますと、平成28年度の実績でございますが44時間、1.8パーセント程度ということで、今のところ私ども押さえてるところでございます。

それから2点目の団体との関係ですけども、基本的にはそれぞれ利用については練習で

使ったりだとか、あるいは試合で使ったりだとかということではありますが、基本的はそのチームが活用するところを主眼として考えているところでございます。基本的には、そのほかの施設についてもそういった考え方で適用というふうになると思って考えております。

それからものづくり館の暖房料の関係でございますけども、ものづくり館につきましては、平成24年からの施設の供用開始ということで、5年余りが経過しておりますけども、これまでの施設の燃料の利用実績等々ふまえた中で、基本的には25パーセントを今回、御利用いただく方に負担いただくというところに照らした中でのですね、再算定の結果、値上がりということになっておりますけども、ただ、この部分につきましてはあくまでも減免前の条例改正という部分では、価格設定でございますので、阿保議員御心配ありました、水を差す部分でございますが、基本的にはこの基本となる条例を改正させていただいたのちに、それぞれの団体ごとに減免区分等がございますので、今の試算でいいますと減免後においてもですね、減収と申しますか、そういった部分では使用料についてはふえるということではなく、概ねこれまでと同様に使っていただけるのかなというふうに考えているところでございます。

総括的に、これまでの使用実績から見て値上げの影響額を試算したのかという点でございますけども、それぞれ施設ごとにですね、あるいは部屋ごとに利用時間、利用率等々の実績をそれぞれ確認しながら、またあるいは値上げの影響額についてもですね、仮に今回条例としてお認めいただいたのちに、どういったことになるのかということも前段に試算しながら、先ほど総務課長から御説明ありましたけども、減免後の適用でいきますと120万程度の減収ということになりますけども、そういった部分を含めましての検討結果であるということで、御理解賜ればと思います。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 今回、先ほどの説明では十数年ぶりの見直しということでありまして、この条例案が通れば新年度から適用ということのようでございます。考え方の基本的なことと、3点ほどお聞きしたいと思います。受益者負担と申しますか町民の方の負担、旧来は50パーセント、5割の負担ということで進めてまいりましたが、今回25パーセントにしたという内容でございます。これの考え方として、短絡的に半分にしたのか、それともいろいろな要素がかみ合って25パーセントにしたのか、その考え方をお聞かせいただきたいのと、2点目でございますが、パークゴルフ場、これは固有名詞で申しますと太陽の丘、唯一料金いただいている所でございます。今回、料金をもらうもらわないは別にいたしまして、条例上もらわなくなると。一般的な個人で使う場合ですね、いただかなくなると。そのときに、3月の予算委員会で当然出てくると想定されますけれども、その維持管理、これについて直営であるのか、委託であるのか、この辺は関連している町民の方々からいろいろ私の所にも相談ございます。その辺の考え方はどういうふうになっている

のか、どういうふうに進もうとしているのか、その辺を2点目としてお聞きしたい。

それと3点目でございますが、減免処理、これはいろいろ、スポーツ施設でいえば障がいのある方等々、母子家庭の方といたしますか、そういう生活に困窮している方々等々の減免の部分があるかと思います。それと、今の答弁にも若干ありましたけれども、ほとんど使用されていない施設の中で、体育施設も部屋の部分も同じでございますけれども、ほとんど使用されていない施設であえて料金設定をしなければならぬのか、それを全部はずすという考え方にならなかったのか、その辺の考え方3点、要するに25パーセントにした根拠、将来の管理方法、これはパークゴルフ場1点だけでございますけれども、それと減免、要するに無料にするか、それに合わせて料金を設定しなくても、私たちが考えればしてもしなくても頻度が少ない所は影響がないのかなと思うのですけれども、その辺どのようにお考えになって今回に考え方を進めてきたのかお聞かせいただきたい。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 大住議員の御質問にお答えいたします。まず1点目の、もともと50パーセントの御負担をいただくという考え方から25パーセントの考え方に至った根拠ということでございますけれども、この間それぞれ、17年から導入しました改正後の関係でございますけれども、いろいろと分析いたしますと、維持費の50パーセントを目指して、この間10年余りいろいろと御協力いただいたわけでございますけれども、実績を見ると25パーセントに留まっていたということでございます。それを鑑みたときに、残念ながら少子高齢化、人口減少を迎える中であって、やはりその50パーセントを目指すということであれば、やはり維持費総体がかわらなければですね、やはりそこでまた使用料を、どちらかというところさらに増加してくという傾向に必然的になっていく可能性があるかというふうに思います。ただ、そういう中であって、施設の設置目的というのはそれぞれ目的がございます、体育館であったり、あるいは公民館であったりというのは、やはり使っていただかないとその施設の効果も発揮できないわけでございます。もう1つは、やはり今まで住んでいらっしゃる方、あるいは子どもが今進めてます交流人口の拡大だとか、地方創生の観点からいってもですね、やはりどう使ってもらうかがもう1つの課題であったのかなというふうに考えております。そうしたときに、50パーセントの目標ということではなく、25パーセントの現状を踏まえ、その25パーセントがさらに維持、発展できるように、1回その数字はですね、現状を鑑みてそこは設定しましょうと、そしてなおかつその部分では、今後コミュニティの醸成ですとか、そういったところをしっかりと目指しながら、いかに活用していただきやすい環境をつくるか、また使っていただく方法をどう考えるかということを目指してこうということでございます。今回50パーセントの根拠から、実利にあったといたしますか、今後の目指す方向を踏まえた中での25パーセントの設定ということで御理解いただければと思います。

それから3つ目にありました、利用率の低い施設の、今後の設定の考え方でございますけれども、これらの部分についても、内部では、いわゆる庁内ですね、行革の部会の中

でも検討をだいぶしてきてまいりましたし、その中でも、それからまた行革の推進委員さんからの意見でもございましたけども、やはり受益者負担の原則は、これは持ち続けましょうという御意見がありまして、少し、あるいは多いに関わらず、しっかりその部分は受益者負担はこれは残してきましょうということが、根底はかわっておりません。これもそれぞれ推進委員さんの御意見もいただいたことがございますけども、やはり受益者負担をいただくことによって施設の維持費のことを考えていただくきっかけになるのですとか、あるいは施設を大事に使おうだとか、そういった部分でも一定の効果があるのではないかというようなことも言われておりまして、大前提としてはこの部分、大住議員言われるように、利用率低いというところではいろいろな議論の方法、あるいは考え方あるかと思えますけども、今回につきましても、受益者負担の部分については残させていただいたということで御理解賜ればと思います。

私からはその2点についての答弁とさせていただきます。以上でございます。

議長（方川一郎君） 阿部社会教育課長。

社会教育課長（阿部秀幸君） 2番目の大住議員の質問についてお答えしたいと思います。今のお話ですと、太陽の丘パークゴルフ場の維持管理について、直営なのか委託なのかというお話でございますけれども、今現在ですね、新年度予算に向けてそれぞれ内部含めてですね、調整協議中でございますので、詳しくはということではございますけれども、委託も、それから直営も含めて今検討しているところでございまして、教育委員会といたしましては、出来る限り、よりローコストでより良い効果が発現できるような形で進めてまいりたいというふうに今考えておりまして、というところで答弁とさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） なかなか答が出てこない部分もありますけれども、25パーセントにした根拠は実績ということで理解しました。実績が25パーセントであれば、急激な本別は人口減等々もございますし、子どもさんの数も減ってきていると。利用率が下がってくるということでございますから、将来3カ年の先を見てもですね、25に置くことがいいのか。逆に言えば10パーセント位に置いておいてということも考えられるのではないかと思います。

使っていただいて、これはもう税金で運営している所ですから、間違いなく7,200人、7,300人の町民の方々の財産ですから、使いやすく管理していく、運営していくというのが基本中の基本でございます。その辺、50パーセントの実績が25パーセント、だから今回25パーセントを目指していくんだ、それはわからないわけではないですけども、余りにも機械的でなくて、もう少し人口減少だとか子どもさんの数だとか考えたときに、15だとか20パーセントだとか、そういう率に考えなかったのかということも含めてお聞きしたつもりでございますけれども、その辺も再度。

それと、今パークゴルフ場の関係でございますけれども、どっちにするんだかわけわか

らないというようにお話しでございましたけれども、これは私もそれ以上この場面でお話しするつもりもございませんし、議論する場面でもございません。ただ、予算のときにはそれなりのお話しもさせていただかなければならないですし、どちらに向かうにしてもですね、町民の方々が使う、ましてや太陽の丘は、私もパークゴルフの協会に入っておりませんが、国際コースを取ってる所でございます。それらについても、体育施設としては非常に誇れる所かなと思いますけれども、その辺として管理しているとか運営しているといえますか、教育委員会の管轄だろうと思いますので、その辺の考え方だけ、どちらにするということの答は今出ないにしてもですね、その辺関係団体ときちっと細かく打ち合わせをしているのかしてないのかということも含めて、再度お聞きするものでございます。

3点目でございますけれども、これは利用率の低い施設について、廃止するかという聞き方もさせていただいたのですが、負担は全員にという担当課長の答弁でございました。それはわかるのでございますけれども、余りにも使っていない部分については、あらゆる条例、全部とは言いませんけれども、町長が認める所とか、そういう部分もございまして、あえて利用率の低い所は負担をかけなくても、私は町民の方々も納得していただけるのではと思いますので、その辺の考え方と、それとか途中で何年か前に、固有名詞で申しわけないのでございますけれども、体力増進センター等々についても学生が使う分については無料にしているということもございまして。そういうときだけずっとやって、今回、基本中の基本だけのお話しをされるというのもちょっといかがかなと思うものですから、その辺全体的にですね、利用者の考え方等、負担をいただくというのは原則で、それはもう私たちも理解してましますけれども、原則論ばかりでなくてですね、先ほど1点目でお話しさせていただいたように、急激な人口減ということでございますから、余り利用されていない施設については、もっと町民の方々が使いやすい、料金をいただかなくても使えるような思いきった考え方がなかったのかどうなのか、その3点再度お願いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 大住議員の御質問にお答えいたします。1点目と3点目、共通する部分もあろうかと思えますけれども、大住議員言われましたとおり50パーセントから25パーセント、これ実績に鑑みてということで御説明させていただきました。今回、25パーセントというところを1つの目安にいたしましたけれども、決して原則論だけではなくてですね、行政改革というのは基本的には常に継続して取り組んでいるテーマでございまして、またそれぞれ行政改革の民間の皆さまで組織している推進委員さんのほうからですね、いろいろと御意見いただきながら進めているところでございます。

したがいまして、今回このように改訂させていただいた中で、当然またいろいろと、私どもといたしましては、根底にあるのはやはりより多く使っていただく、これはそれぞれ出されていた部分で、そういった部分では、まずは使っていただく環境づくり、そして実際の使用料の改訂という形で今回提案させていただきましたけれども、当然今言われたよう

に、今後またそういった部分での利用実績がどうなっていくのか、あるいは使われ方としてどうなっていくのかというところは当然検証していかなければなりませんし、これは必要の都度また、議員言われたようにですね、その率はどうなんだと、あるいはそういった、さらに改訂が必要なのかどうかということもまた推進委員の皆さま、あるいは町民の皆さんの御意見をいただきながらですね、これはずっと続いていくテーマだというふうに思っております。ただ、今の段階でですね、10にするのかどうかというのは、まだ拙速には言うことはできませんけども、議員が言われたような考え方も当然今後検討の中に含まれるということで御理解いただければと思います。

また3点目にありました、料金の云々というところでございますけども、当然本当にこの部分も内部の議論で出ていましたけども、先ほどから繰り返しになりますが、やはり受益者負担の原則というところは、まずはちょっとまずもってやりましょうということであります。今回その部分でも利用料を下げ、とりあえず今回改正させていただくことが認められれば、使いやすい状況をまず1つやってみたと、その中でもさらに伸びなければ、さらにどうするかというようなことでありまして、その後については、先ほどの1問目の質問の中でも重なる部分でございますけども、さらにその方策をどうするかというところは、議員が言われたようにですね、さらにまたどうあるべきかというのは、検討を深めてまいりたいというふうに考えております。なかなか、はっきりこうしますというところでは明確にちょっと言えない部分があって申しわけないのですが、基本的には当然そういった、今言われた部分を考えながらということで、また進めていければというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（方川一郎君） 阿部社会教育課長。

社会教育課長（阿部秀幸君） 大住議員の2番目の質問についてお答えしたいと思います。質問の内容としては、認定コースについてと、それから団体ともきちんと話しをしているかという2点でよろしかったでしょうか。

団体との話し合いにつきましては、事前にですね、今回認定コースにあたって話し合いもしております。それで今回、平成30年度が5年に1度の認定更新申請ということで、ちょうどその対象になる年になってございます。認定にあたっては当然、認定指導員というのを2名配置しなければならないということになっておりまして、パークゴルフ協会さんのほうにも御協力をいただかなければ、この認定更新が成り立たないということもあわせて、お話しをした中で進めております。それで平成30年度にそれぞれ認定申請、更新を行うということで、今回予算のほうもとりあえず、予算要望としてはさせていただいているところです。以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 余りよく説明がわからなかったのですけれども、何回も申しわけございません。この定例会が終わってこの条例案が可決されたとすれば、予算前に、4月1日から町民の皆さんに新しい考え方で使っていただくということでございますから、当

然広報等々で周知するというふうな認識でございますけれども、この部分、今のパークゴルフ場の云々についてもそうでございますけれども、町民の方々があくまでも主役でございますから、例えば先ほど来から言ってるように3点目の、減免される対象になる方、クラブで使う、今までも同じことかもしれない部分も含めてですね、事細かく、くだけた言い方しますと小学生のお子さんでもわかるような形ですね、文化施設、体育施設を使っただけでいいというふうな形です、私は筋ではないかと思えますし、事細かく言いますと2点目の、先ほどちょっと聞き取れなかった部分があるので、どの程度打ち合わせをしているかだけ再度求めるものでございますが、全体として町民の皆さんに周知する手法としては、3月1日広報で出すのか、3月議会終わってからでは遅いので、その辺をどういうふうにするのか、今言ったことを検討するということが今御答弁ありましたけれども、それらを皆さんからの意見を聞いた中で網羅した中で、町民の皆さんに周知するような考え方しているのか、その辺だけ最後。2点ほどになると思えますけど、周知の仕方と、2点目のパークゴルフ場の管理云々についての、再度2点求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 私のほうからは、最初にありました周知の方法の部分について答弁させていただきたいと思えます。大住議員言われたようにですね、今考えておりますのは3月1日の広報に、今回認めていただければですね、そういった内容についてお知らせすると共にですね、また日頃施設等を利用されている方にわかりやすいように、施設にそういったパンフレット等を置かせていただきながら、今回の改訂について広く知っていただくような考え方を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

議長（方川一郎君） 阿部社会教育課長。

社会教育課長（阿部秀幸君） 大住議員の質問にお答えしたいと思えます。団体とどの程度の協議をしているかということでございますけれども、現状のコースの内容についてと、実際に公認コースを得るにあたっての認定基準等も含めてですね、確認をちょっとしておきたかったことがございましたので、そこも含めてお話しをさせていただき、ちょうど30年度が認定更新を受ける年になっているということもお伝えした上で、申請段階で認定指導員の申請をしなければならないので、そのときに2人御指名をいただけますかというお話、それから実際に現地で運営する段階でのカップの移動等も含めてですね、いろんな御協力をいただけるということで打ち合わせをさせていただいたところでございます。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号本別町使用料条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号本別町使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（方川一郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第1回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午前11時38分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年1月30日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 黒 山 久 男

署名議員 矢 部 隆 之